

当院では下記を九州厚生局長に届出しております。

|                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準   | ・ 在宅療養支援診療所3                  |
| ・ 機能強化加算              | ・ 在宅療養実績加算 2                  |
| ・ 外来感染対策向上加算          | ・ がん治療連携指導料                   |
| ・ 医療DX推進体制加算          | ・ 在宅医療DX情報活用加算                |
| ・ 時間外対応加算 1           | ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料   |
| ・ 有床診療所入院基本料          | ・ 在宅データ提出加算                   |
| ・ 有床診療所入院基料在宅復帰機能強化加算 | ・ 在宅がん医療総合診療料                 |
| ・ 有床診療所緩和ケア診療加算       | ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト      |
| ・ 入退院支援加算             | ・ CT撮影及びMRI撮影                 |
| 入院時食事療養 1 ・ 入院時生活療養 1 | ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 1            |
| ・ 糖尿病透析予防指導管理料        | ・ 入院ベースアップ評価料 1 4             |
| ・ 慢性腎臓病透析予防管理料        | ・ 酸素の購入単価                     |
| ・ ニコチン依存症管理料          | 2025.05.30      医療法人   山口内科医院 |